

2020年10月27日

国土交通大臣 赤羽 一嘉 殿

リニアを考える愛知県連絡会 代表 川本 正彦

リニアを問う愛知市民ネット 代表 小林 収

東京外環道トンネル工事真上で起きた住宅地陥没を受けて リニア中央新幹線の工事の中止と認可取り消しを求める 要 請 書

10月18日調布市東つつじヶ丘2丁目の住宅地で道路と宅地の一部が陥没しました。陥没地点は東京外環道のトンネル工事が行われている真上になります。1ヶ月前の9月にこの住宅地の下をシールド掘削機が掘進していた時に建物にひびが入る、振動と騒音がする等で多くの住民が苦情をNEXCO東日本に訴えましたが、トンネル掘削工事は24時間ぶっ通しで行われ、事業者は住民の声に応えようとしませんでした。

事業者の不誠実な対応が今回の陥没事故につながっています。

私たちは大深度地下法に基づく工事の不法性を訴えて不服審査請求を行いました。

工事による騒音・振動について、JR東海は「大深度地下は強固な支持地盤上面よりさらに深い箇所となるので、シールドマシンの掘削時の騒音・振動等が地盤を伝わることは無い」と説明しています。地盤の地層の状況は一様でないなかで、影響が無いと言うのは乱暴すぎます。また、騒音・振動等が地表に影響及ぼした場合、JR東海はその防止のためにどのような措置をとるのか明らかにしていません。

これに対して国交大臣の弁明書では、「一般的に、大深度地下とは、支持層上面より下に位置することから、これまで利用が進められてきた浅深度地下に比べ、より強く変形しにくい工学特性を持つ地層で構成されており、大深度地下を利用しても地表付近に比較的影響が及びにくいと言えるものであることから、シールド工事による掘削中に生じるカッタービットからの掘削音等の騒音や振動が問題になることはないと考えられるため、騒音・振動の影響を明らかにしていないとする審査請求人の主張は、その前提において理由がない」とはねつけました。

今回の住宅地の掘削時における騒音と振動、陥没など、地上への影響について、国交省は複雑な地層、シールド掘削機の特性を無視した弁明を行っています。

そこで以下の要望をいたします。

要 望 事 項

1. 国は、外環道の事故原因が明らかになるまで、現在工事が進められているJR東海の大深度地下トンネル工事を直ちに中止するようJR東海に指示すること。
2. 大深度地下リニア路線の住民に、今回の掘削時における騒音、振動・建物・道路陥没の原因および被害が起きた際の補償について説明会を行うよう事業者指示すること。
3. 大深度地下40メートル以深は大深度地下法が適用されることから、地権者との合意もなく、地上権の設定も行われない事業であることを当然の前提とせず、地権者・周辺住民の合意を得られるまで工事を行わないこと。
4. リニア中央新幹線は環境破壊・膨大な消費電力・コスト高による事業の破綻・少子高齢化社会における必要性が問われている。コロナ禍で根本的な議論をする前提として、リニア中央新幹線事業の認可を取り消すこと。
5. 大深度地下法は地権者の権利を否定し国民の財産権を認めない、事業者本位の憲法違反の法律である。国交省として、直ちに廃案するための作業に着手すること。

以上